

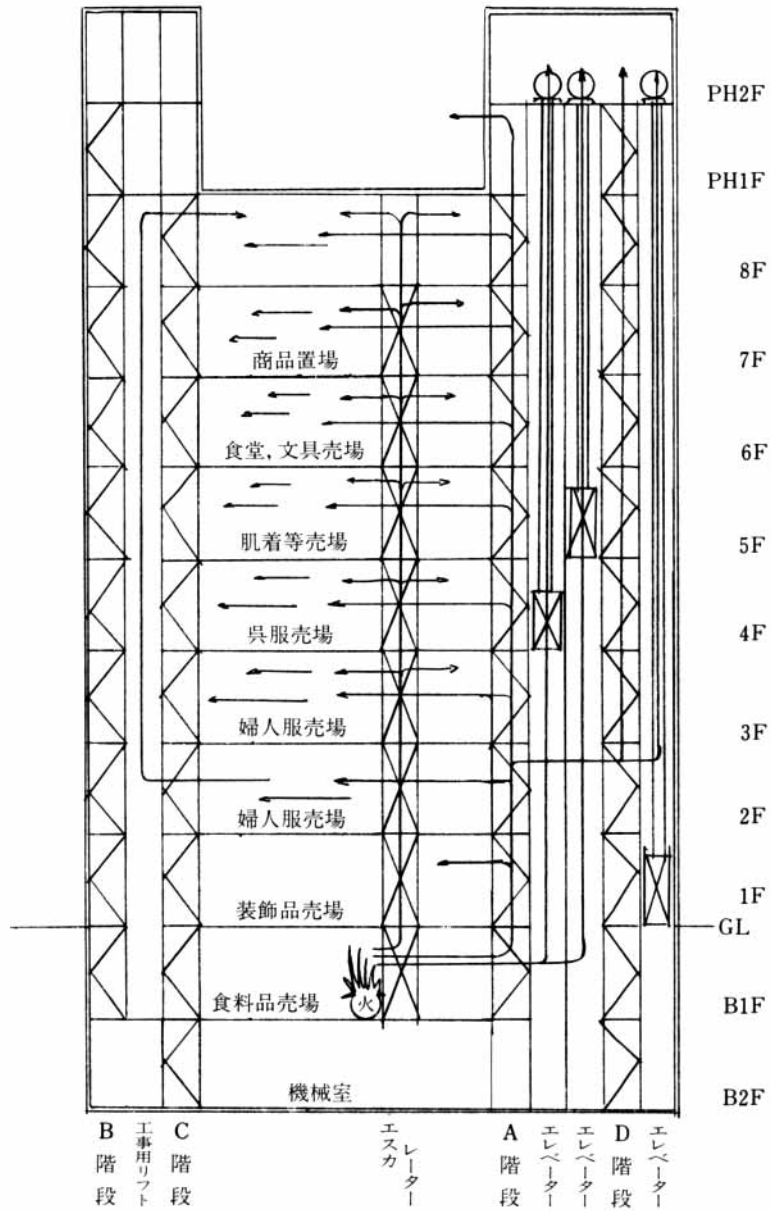
名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積 延 面 積)	死 傷 者
宇都宮 福田屋百貨店	百貨店 (4)	昭和45年9月10日	耐火 ⅔	④・半・部・小	死者 0名
		出火4時00分ころ 覚知4時35分 覚知別 報知電話 鎮火7時30分	建 1,360m ² 延 14,381m ²	13,285m ² (92%)	傷者 9名 (8)
栃木県宇都宮市 杉原町3238					

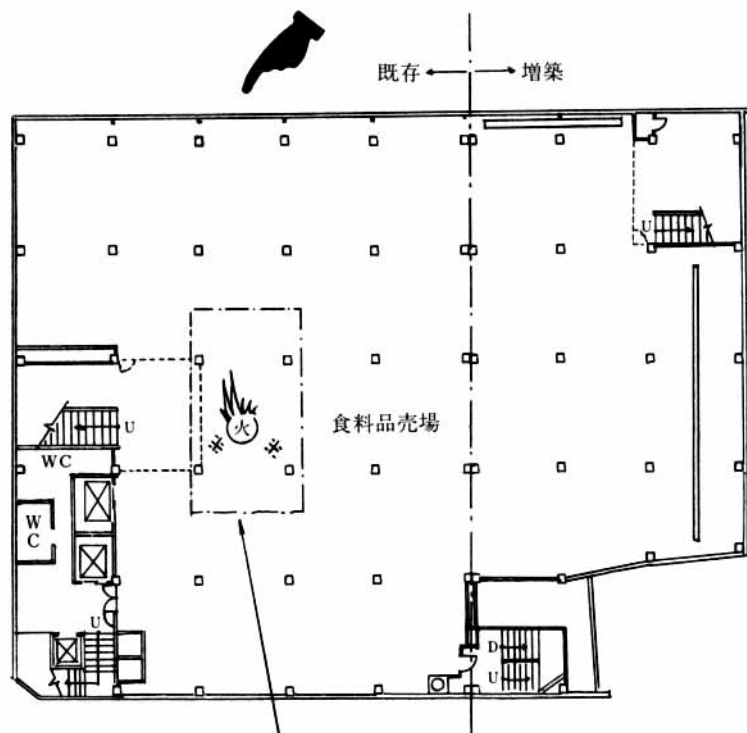
I 火災概要							
① 概 要	この火災は、早朝、増改築中の百貨店の地下1階から出火し、ずさんな防火管理体制から火災発生に対する対応がまずく、またたく間に全館が炎に包まれて全焼したもので、工事中における防火管理体制の重要性について多くの警鐘を与えた火災である。						
② 階 別 状 況	階	床面積 m ²	焼損床面積 m ²	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等 消防用設備等
							屋内階段 4箇所 (B1F~RF2) B2F~RF2
	PH ₂	143.71	143.71	工事中			④ ⑤ ⑥
	PH ₁	186.74	186.74	"			⑦ ⑧
	8	1,496.21	1,496.21	"			⑨ ⑩
	7	"	"	工事中・商品置場			救助袋 3F~8F 各1箇所
	6	1,442.42	1,442.42	売場(玩具・雑貨)			⑪
	5	"	"	" (衣料品)			
	4	"	"	" (呉服, 紳士)			
	3	"	"	" (婦人・子供品)			
	2	"	"	" (衣料・靴)	3		
	1	1,360.07	1,360.07	" (化粧品・雑貨)			
	⑪	1,390.11	1,390.11	" (食料品)			
	B ₂	1,095.92		機械室・ロッカー室			
合計	14,381.07	13,285.15		3	0		
③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) ○地下1階食料品売場(一部工事中)から出火したものと推定されている。 ○エスカレーター工事現場付近であり、売場とは合板張りの側壁で仕切られていた。				④ 出 火 原 因	不 明 出火前日にエスカレーター工事現場で午後7時頃まで電気溶接をしていたが、出火源と断定できる確証が得られなかった。	

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<p>(出火部位) (出火室の拡大) (他室・上階への延焼)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>地下1階食料品 売場付近</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>周囲の商品及 びベニヤ板張 り囲いに燃え 移り拡大した</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>A階段室内の商品に燃え移り、上階に延焼拡 大した エスカレーター増築工事のための吹き抜け部 分から上階へ延焼した。</p> </div> </div>	
	<p>地下1階食料品売場のエスカレーター工事現場付近から出火したものと推定され、周囲の商品や合板張りの囲いなどに燃え移り、これよりA階段を通じて階段室内に置かれていた商品等を延焼媒体として上階へ延焼するとともにエスカレーター部分からの床穴から上階の合板張りの囲いを燃え抜いて延焼していった経路が主流となっている。</p> <p>その他、エレベーターやパイプシャフトの埋め戻し不良部分及び南東隅にあった工事用のリフト穴(3m×6m)なども延焼経路をなしている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼拡大した主な理由 ○ 出火部分に近いA階段が売場及び商品置場として使用していたため、ここより延焼拡大した。 ○ エスカレーター増築工事のため地下1階から8階まで吹き抜けとなっており、防火シャッターが開放されたままで、さらに合板で間仕切られていたため容易に延焼拡大した。 ○ 煙の伝播経路 地下1階から発生した煙は主としてA階段及びエスカレーターやリフト穴から一気に最上階まで上昇したが、その他、エレベーター、パイプシャフト、ダクトスペースなどの縦穴からも濃煙が上昇し各階に充満した。 	
II 火災建物概要		
① 建 築	<p>着工・竣工又は主たる改築等 (増築) 昭和39年 (竣工) 昭和37年2月 日 (増築工事中) 昭和44年3月 日</p>	
管 理 状 況	<p style="text-align: center;">② 縦 穴 の 状 況</p> <p>階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレータ <input checked="" type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/></p> <p>○階段及びエスカレーター等の防火シャッターは開放されていた。 ○階段室は売場及び商品置場となっていた。 ○EPS用点検口の鉄扉は工事のためB₁Fから8Fまで除去され開口されていた。</p>	<p style="text-align: center;">③ 防 火 管 理 状 況</p> <p>○防火管理者は選任され届出済 ○消防計画は作成されているが、作成後変更があったにもかかわらず改訂されていない。 ○工事現場における消防計画が作成されておらず、火気管理もずさんであった。 ○閉店後の防火管理が不十分であり、盗難予防を主とした巡視程度であった。 ○階段室を売場及び商品置場として使用していた。</p>
	<p style="text-align: center;">④ 防 火 区 画 等</p> <p>○防火シャッターライン上には建築資材や足場等閉鎖障害物が随所にあった。 ○エスカレーター増築工事や建築資材の搬入口として床に穴をあけ吹き抜けとなっていたが、防火区画がなかったり、防火シャッターが開放されている状況であった。</p>	<p style="text-align: center;">⑤ 消 防 用 設 備 等</p> <p>○自動火災報知設備の感知器が工事のため全館にわたり部分的に切断又は撤去され、機能は全く不能であった。 ○SP設備未警戒のまま増築部分を売場に使用していた。 ○自主点検は実施していなかった。</p>

III 火災後の行動						
① 発見状況	<p>○発見者 (百貨店の宿直長他2名) ○発見の動機 (息苦しさに目を覚ます) ○発見後の行動 (屋外にのがれる)</p> <hr/> <p>4時02分ごろ、百貨店の宿直長I(34才)ほか2名は、A階段踊場に面して出入口のある中2階宿直室で就寝中、息苦しさに目を覚まし、階段口まで出てみると、地下1階から真黒な煙と炎が吹き出していた。地階には入ることができない状態だったので宿直室から火災通報しようとしたが通ぜず、火勢はますます強くなってくるのでそのまま屋外にのがれた。</p>					
② 通報状況	<p>通報した <input checked="" type="checkbox"/> (発見者が公衆電話で通報) 発見後約(30)分 しない <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>発見者の3名は、屋外にのがれ、「火事だ」と叫んで付近の人々に知らせ、現場の北方約150mにある同百貨店事務所に駆けつけ、消防署に通報しようとしたが、ろうばいして電話が通じなかった。さらに南西方約250m先の公衆電話ボックスにいたり、ようやく通報できた。この受信が4時35分であり、火災の発見から通報まで著しく時間を要している。</p>					
③ 初期消火状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">消火した</td> <td style="width: 25%;"> 成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> </td> <td rowspan="2" style="width: 60%; vertical-align: top;"> (理由又は状況) 火災を発見したときは、地下1階から火煙が吹き出ており、地階に入ることができないため、初期消火活動は全く行われていない。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火しない</td> <td> ○消火時期 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	消火した	成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/>	(理由又は状況) 火災を発見したときは、地下1階から火煙が吹き出ており、地階に入ることができないため、初期消火活動は全く行われていない。	消火しない	○消火時期 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
消火した	成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/>	(理由又は状況) 火災を発見したときは、地下1階から火煙が吹き出ており、地階に入ることができないため、初期消火活動は全く行われていない。				
消火しない	○消火時期 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>					
④ 消火活動概要	<p>(消防上の支障・困難性等) 建物北側を除き、建物外周部の全体に工事用金網とシートが張りめぐらされていたため消防活動の妨害となった。</p>					

⑤ 避難 状況	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○エレベーター、エスカレータ利用<input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救 助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他()<input type="checkbox"/> (人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備<input type="checkbox"/> (管理不良,機能不良,未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
建物在館者は発見者の宿直員3名のみで、発見後そのまま自力脱出した。		
⑥ 死 者 の 状 況	健康人 名	避難上支障となった事項
	<ul style="list-style-type: none"> (泥酔者 名) 要保護者 名 乳幼児 名 高齢者 名 身体不自由者 名 病人 名 	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良,機能不良,未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
な し		
IV 問題点・教訓等		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築資材搬入用のリフト穴(3m×6m)を1階から8階まで設けてあり、防火区画されていなかった。 2. 地下1階から8階までエスカレーターの増築工事が行われ、地下1階を除き防火シャッターが設けられていたが、防火シャッターは大半が開放され、売場の目隠し用として合板で間仕切られていた。 3. 上記のほか、防火区画は防火シャッターの開放・閉鎖障害及びEPS用点検扉の除去並びに区画貫通配管の埋め戻し不良等多くの欠陥箇所があった。 4. 既設自動火災報知設備の感知器が増築工事のため、全館にわたり部分的に切断又は撤去され、警報設備としての機能は全く不能で未設置状態であった。 5. 防火管理体制は、形式的に整えられていたが、防災意識が低く、実質的な面で欠陥が多く、特に夜間及び工事現場における防火管理体制については、きわめてずさんであった。 6. A階段室及びD階段室内は売場で使用され、さらに防火シャッターに近接して商品が置かれていた。 7. 防火区画の防火シャッターの温度ヒューズが火災時、全般にわたり、溶触していながら、一部を除き大半が降下していなかった。 		





エスカレーター設置工事現場で仕切壁はベニヤ板張
 ※エスカレーター補強台の電気溶接を行った箇所